

第9章 景観審議会

第22条 良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 法第17条の規定による命令に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観形成に関し市長が必要と認める事項に関すること。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員15人以内をもって組織する。

- (1) 景観形成に関し識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（景観審議会の組織及び運営）

第17条 玉名市景観審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

6 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

9 審議会に、必要な調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。

10 部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

11 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

12 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

13 審議会の庶務は、建設部建設課において処理する。

14 前13項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。